

# 新居浜工業高等専門学校高度技術教育研究センター規程

平成11年3月19日規程第2号  
最終改正 平成31年2月26日

## (趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第7条第2項の規定に基づき、高度技術教育研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学内共同利用教育研究施設として、より高度な技術教育及び研究活動の推進を図るとともに、産業界、教育研究機関等との学術研究交流を推進し、社会における産業技術及び科学技術教育の振興と発展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本校における研究活動の推進に関すること。
- (2) 本校における高度技術教育に関すること。
- (3) 産業界、教育研究機関等との学術研究交流の推進に関すること。
- (4) 地域への学習機会の提供に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要と認められること。

## (組織)

第4条 センターは、センター長及び副センター長のほか、次の各号に掲げる部門で組織する。

- (1) 研究推進部門
- (2) 地域連携部門
- (3) 高度教育部門

2 各部門に部門長を置き、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 部門長は、センター長又は副センター長が兼任することができる。

4 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各部門は、部門長のほか、第7条第1項第4号及び第6号の委員が分担して組織する。

## (部門)

第5条 研究推進部門は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) 本校における研究活動の支援及び活性化のための企画に関すること。
- (2) 科学研究費、共同研究費その他の外部資金獲得のための取組及び受入れに関すること。
- (3) 知的財産活動の推進支援に関すること。
- (4) センターの施設・設備の管理及び利用に関すること。
- (5) その他研究推進のために必要と認められること。

2 地域連携部門は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) 地域社会との連携活動の活性化のための企画に関すること。
  - (2) 本校技術振興協力会（愛テクフォーラム）の事業の推進及び連携に関すること。
  - (3) 本校における研究成果及びシーズの発信に関すること。
  - (4) 自治体等との連携協力に関すること。
  - (5) 企業技術者等の人材育成事業に関すること。
  - (6) その他地域連携のために必要と認められること。
- 3 高度教育部門は、次の各号に掲げる業務を分掌する。
- (1) 本校学生の人材育成事業に関すること。ただし、センター以外で担当することが適当であると認められる場合は、この限りでない。
  - (2) 社会実装教育を中心とする地域と連携した教育に関すること。
  - (3) 地域の教育機関等との連携協力に関すること。
  - (4) 出前講座等に関すること。
  - (5) その他高度教育のために必要と認められること。
- (委員会)

第6条 センターに、高度技術教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) センターの基本方針に関する事項
  - (2) 第4条第1項に規定する各部門の事業計画等に関する事項
  - (3) その他センターの運営に必要な事項
- (委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 前3号の委員が属さない学科・科の教員 各1名
- (5) 総務課長
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じて委員でない者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校公害教育研究センター規程(昭和54年規則第7号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則 (平成28年2月1日 一部改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日 一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日 一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。